

平成28年度

国家課題対応型研究開発推進事業

英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業

原子力基礎基盤戦略研究プログラム  
廃炉加速化研究プログラム  
—日仏原子力共同研究—

募 集 要 項



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成27年9月

## 目次

ページ

I. 公募の内容	
1. 目的	1
2. 応募対象者	1
3. 公募の対象	2
4. 研究期間	3
5. 採択予定課題数及び研究経費	3
II. 実施方法	
1. 事業実施体制	4
2. 募集から契約までのスケジュール	5
3. 提案書類の受付等	6
4. 審査	7
5. 採択	8
6. 研究課題の管理と評価	9
III. 計画の策定と提案書類の作成	
1. 研究代表者・事務連絡担当者の指定	10
2. 提案書類の作成	10
3. 提案書類の記載内容	13
IV. 委託契約	
1. 委託契約の締結	34
2. 委託費の範囲及び積算等	34
3. 研究成果の取扱い	35
4. 取得資産の取扱い	35
V. 研究費の適正な執行について	
1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備について	37
2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の 提出について	37
3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置	37
4. 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置	39
5. 研究活動の不正行為に対する措置	40
6. 他の競争的資金等で申請及び参加の制限が行われた研究者の 本事業への申請等資格制限	42
7. 関係法令など研究を進める上での注意事項	44
8. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項	44
9. 繰越について	44

10. 府省共通経費取扱区分表について .....	44
11. 「国民との科学・技術対話」の推進について .....	44
VI. Q&A .....	45
(別紙1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用した応募の 流れ .....	48
(別紙2) 直接経費及び間接経費について .....	49
(別紙3) エフォートの考え方 .....	53
(別紙4) 府省共通経費取扱区分表の取扱について .....	54
問合せ先 .....	58

# I. 公募の内容

---

## 1. 目的

### (1) はじめに

「国家課題対応型研究開発推進事業」は、科学技術政策の遂行の観点から、国が直接実施する必要のある研究開発活動について、優れた提案を採択する競争的資金であります。この中に「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業 原子力基礎基盤戦略研究プログラム」も位置づけられます。

### (2) 趣旨

原子力に関する基礎的・基盤的研究は、原子力を支える技術基盤を高い水準に維持するとともに、新たな知識や技術を創出し、また、原子力を支える人材育成に資するなど、我が国における安全確保を前提とした原子力の平和利用を支えてきました。

基礎的・基盤的研究の実施に当たっては、高い研究目標の達成を目指し、研究者の意思を尊重し実施することが重要ですが、あわせて、国の原子力政策の方向性にも十分に留意する必要があります。

これまで文部科学省においては、原子力試験研究費制度によって、原子力政策大綱に示された原子力の研究開発利用に関する政策の基本方針に則り、各省庁の行政ニーズを踏まえた基礎的・基盤的研究を推進してきました。その後、これをより開かれた競争的な制度に改革するとともに、政策ニーズを明確にした戦略的なプログラム・テーマを設定し、重点化を図る観点から、新たな競争的資金制度として「原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ」を平成20年度に立ち上げ推進してきました。

平成27年度からは、「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン（平成26年6月文部科学省）」等を踏まえ、「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」を立ち上げ、その中で「原子力基礎基盤戦略研究プログラム（以下、本事業）」を推進していきます。本事業により、早急な対応が求められる廃炉等の課題に正面から向き合い、課題解決に貢献していきます。具体的には、国内の原子力分野における知見や経験のみならず、国内外の英知を結集し、国際共同研究を含め様々な分野の研究者が、従前の機関や分野の壁を越えて緊密に融合・連携することを通じて、原子力の課題解決に資する基礎的・基盤的研究活動を推進していきます。

## 2. 応募対象者

本事業に応募できるのは、自ら研究を実施する以下に示す国内の大学、研究開発機関、企業等に所属する職員、又はこれらの機関に所属する職員で構成するチーム（以下「研究チーム」という。）とします。ただし、複数機関の連携又は他分野との連携（同一機関内での連携含む。）による応募を原則とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 高等専門学校

- ・ 公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び認可法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。また、研究代表者の所属する機関が予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないことを必要としますので、所属機関の経理担当部署等に確認の上応募してください。さらに、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。なお、本公募においては、暴力団等に該当しない旨の誓約書の提出は要しませんが、応募課題が採択された場合、提出を求める場合があります。

### 3. 公募の対象

今回の公募では、東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃炉の加速に資するため、本事業の下に設けた廃炉加速化研究プログラムにおいて、フランス国立研究機構（ANR（L' Agence Nationale de la Recherche））と文部科学省でテーマを設定し、研究課題を募集します。日本と仏国の共同研究では、共同研究を行う予定の仏国側の研究代表者は、仏国の研究資金配分機関であるフランス国立研究機構（ANR）が募集する国際共同研究プログラムPRCI（Projets de Recherche Collaborative - International）に同時に申請することが条件となります。仏国側の募集要項については、以下を御確認ください。

○ANR Generic call for proposal 2016:

<http://www.agence-nationale-recherche.fr/en/funding-opportunities/current-calls/generic-call-for-proposals-2016-2016/nc/>

#### **【テーマF 1】過酷環境における遠隔操作技術に関する研究**

(Joint research on remote operation in harsh environment such as robotics, remote distributed sensing, image processing and observing systems)

東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃炉の加速に資するため、過酷環境（高線量、多湿、高温、低照度等）下での作業に必要な遠隔操作技術に関わる研究について、仏国との協力により推進する。

現時点において、燃料デブリの炉内や格納容器内の分布状態が不明であり、その取り出しにおいては高線量環境に伴う困難さも想定される。その状況下での燃料デブリ取り出しの実現に貢献することを目的とし、燃料デブリの物性、性状、分布状態の把握や高線量環境に対応する方策検討等に資する研究を推進する。具体的には、ロボット技術や画像処理、遠隔測定システム等の過酷環境における遠隔操作技術に関して、課題の速やかな解決に資する基礎的・基盤的研究を実施する。

4. 研究期間

3年以内（平成28年7月頃から開始予定）

5. 採択予定課題数及び研究経費

廃炉加速化研究プログラム（日仏原子力共同研究）

テーマ名		採択予定 課題数	研究経費 (間接経費を含む)
テーマ F 1	過酷環境における遠隔操作に関する研究	2 課題 程度	総額6,000万円以内 ただし、年間2,000万円以内 (1課題当たり)

※本公募は、平成28年度新規課題を公募・選考します。そのため、予算成立の内容及び予算成立額に応じて、変更が生じる場合があることをあらかじめ御了承ください。

※共同研究を行う仏国側の研究代表者は、フランス国立研究機構（Agence Nationale de la Recherche, ANR）の競争的資金配分プログラムのひとつである国際共同研究プロジェクト（Projets de Recherche Collaborative - International, PRCI）より研究経費が交付されます。

※予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性があります。

（注）研究経費は、研究に係る直接経費と直接経費の30%である間接経費で構成されます。なお、間接経費の取扱については、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針における間接経費の主な使途の例示について（平成26年5月29日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」を参考にしてください。

URL : <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2.pdf>

## II. 実施方法

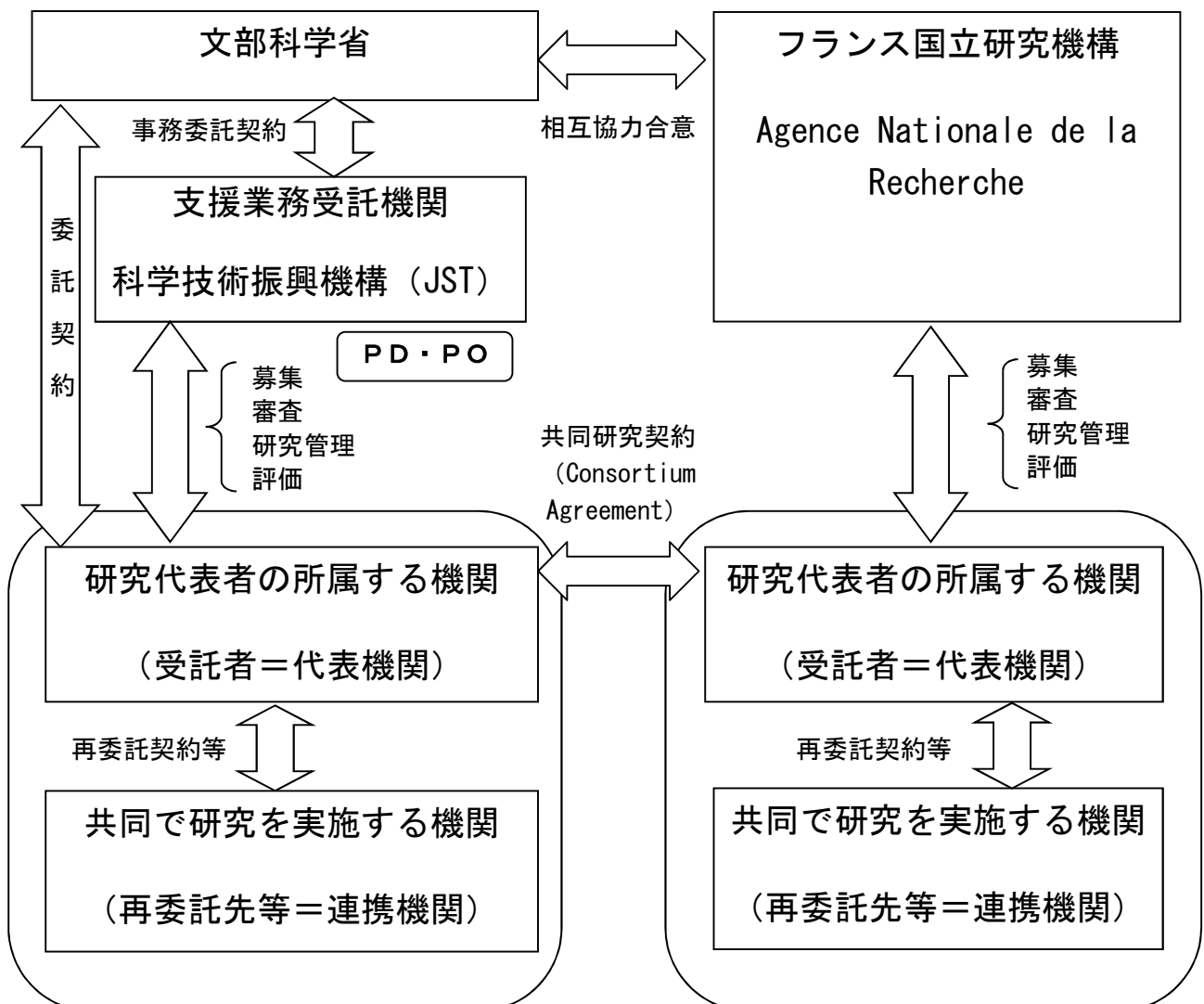
### 1. 事業実施体制

本事業においては、研究課題を実施するために必要な施設、人員、技術等を備えた研究代表者が所属する機関（以下「受託者」という。）と文部科学省が単年度ごとに委託契約を締結し、受託者が文部科学省に代わって研究を実施することになります。

本事業では、競争的資金の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくため、プログラムディレクター（以下「PD」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を配置し、PD及びPOの下で研究課題の募集、課題採択審査、研究管理、評価等を実施します。なお、「廃炉加速化研究プログラム」については、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」）と協調してプログラムを進めます。

採択された研究課題については、受託者と文部科学省との間において委託契約を締結します。受託者が研究課題を実施するに当たって、共同で研究課題を実施する機関（以下「再委託先」という。）に、研究課題の一部を再委託することができます。

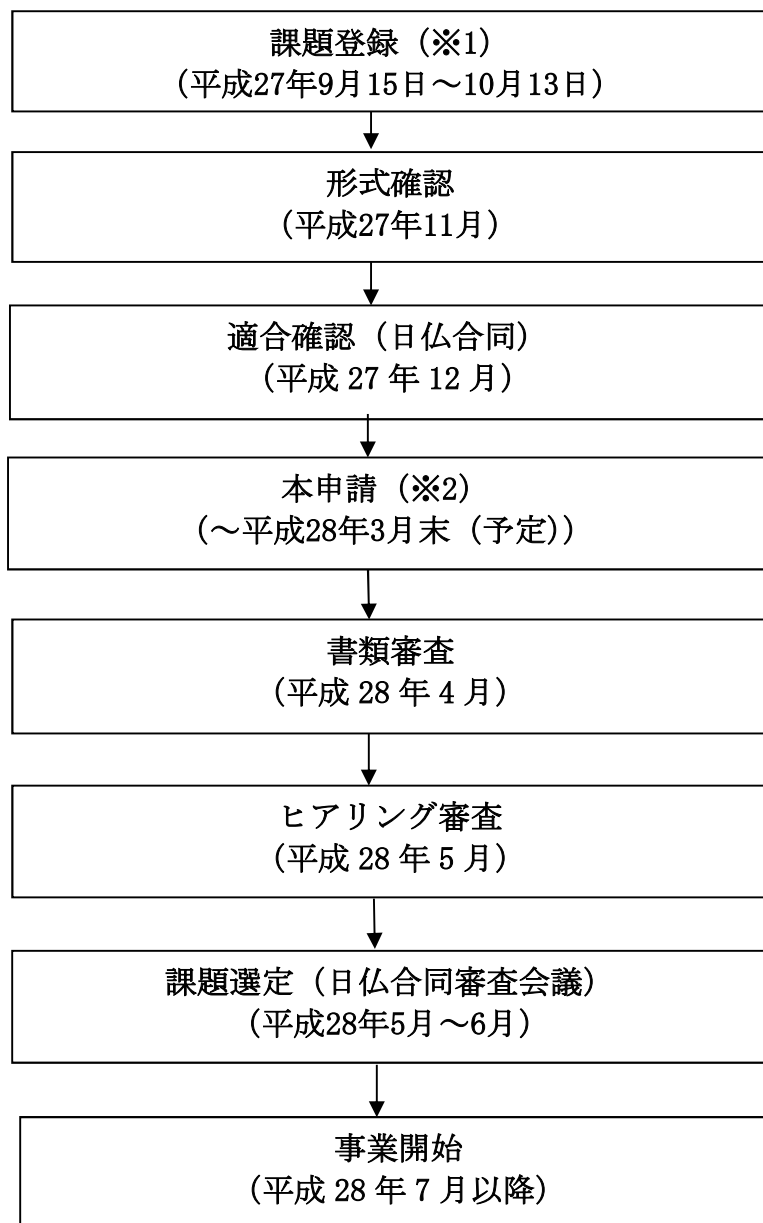
文部科学省と受託者との委託契約に係る事務手続き等は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が行います。



## 2. 募集から契約までのスケジュール

本事業における募集から契約までのスケジュールの概略を以下に示します。

### 《テーマF 1》



日仏原子力共同研究では、本申請に係る申請書の提出の前に、課題登録が必要となります。なお、今後のスケジュールについては仏国の審査状況等により変わる可能性がありますのであらかじめ御了承ください。

- ※1 e-Radにより課題の登録をしてください（様式F 0添付）。両国で様式不備の有無、対象とする研究分野及び事業の要件などの応募条件を満たしているかについて形式（適合）確認を行います。



※2 適合確認を終えた課題の申請者には、その結果を通知し（1月頃予定）、本申請として、申請書（様式F1）から（様式F9）を提出していただきます。様式のうち（様式F9）は共同研究を実施する仏国と同じ申請書である必要があります。（それぞれの提案書については後述 III. 計画の策定と提案書類の作成を参照してください。）

その後、日本側及び仏国側の審査を行います。日本側においては書類審査によって選考された課題について、ヒアリング審査を実施します。その後、日仏合同審査会議において、評価を実施し、各テーマについて採択候補課題を選定します。

募集説明会を下記により開催します。参加希望者は、説明会の申込み用サイトに、氏名、所属、電話番号、メールアドレスを入力して申込みをしてください。なお、本説明会に出席しなくても応募は可能です。

・説明会申込みホームページ

<https://form.jst.go.jp/enquetes/shinkisaitaku>

開催地	日時	会場
東京	9月25日（金） 10:30～12:00	JST東京本部別館（K's 五番町） 2階会議室 A-2 （定員 45名） 東京都千代田区五番町7 <a href="http://www.jst.go.jp/koutsu_map2.html">http://www.jst.go.jp/koutsu_map2.html</a>

### 3. 提案書類の受付等

研究課題の募集期間及び提案書類の提出先等は以下のとおりです。

課題登録時の書類の提出は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）による方法とし、登録書類は募集期間内に登録してください（III.2 提案書類の作成及び別紙1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の流れを参照）。

最終的に機関の承認まで必要であり、e-Rad 上で機関から提出している状態になっているかを必ず確認してください。また、締切り間際は e-Rad の負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分取って応募を完了してください。

この e-Rad を通じ、内閣府に各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等について御協力いただくことがあります。

本申請時の書類の提出は、別途指定する形式で JST に提出してください。詳細は、課題登録の適合確認結果に係る通知時に連絡します。

#### (1) 提案書類書式の入手方法

提案書類書式等、提案登録に必要な資料の入手については、下記の何れかのサイトからダウンロードしてください。

・文部科学省ホームページ：

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/boshu/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm)

- e-Rad ポータルサイト :

<http://www.e-rad.go.jp/>

- J S T 原子力研究グループホームページ :

<http://www.jst.go.jp/nuclear/application/index.html>

## (2) 課題登録受付期間

平成27年9月15日(火)～平成27年10月13日(火) 17:00(厳守)

※仏国側の締切りについては、仏国側の募集要項を御確認ください。

※本申請時の申請書の締切りについては、課題登録の適合確認結果に係る通知時に併せて通知いたします。

## (3) 秘密の保持

提案書類は、提案者の利益の維持、個人情報保護等の観点から、審査以外の目的には使用しません。応募内容に関する秘密は厳守します。

詳しくは、総務省のホームページ

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/horei\\_kihon.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/horei_kihon.html)

を参照してください。

## 4. 審査

本申請後の研究課題の採択に当たっては、担当PO(Ⅱ. 1. 及びⅣ. 1. 参照)と外部有識者による審査委員から構成される審査委員会において採択課題候補案を選定し、仏国との合同審査会議において審議した上で、文部科学省が採択課題を決定します。

### (1) 提案の審査

#### 1) 審査方法

審査委員会における審査は、外部からの影響を排除し、応募された研究課題に含まれるノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。具体的には、応募された研究課題ごとに、以下に定める審査基準に基づいて、審査委員会による書類審査及びヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査は、書類審査によって選考された研究課題のみ実施します。また、ヒアリング審査までに、追加資料の提出を求めることや問い合わせを行う場合があります。

#### 2) 審査基準

次の審査基準に基づき総合的に審査を行い採択します。

##### ① 研究目標の妥当性

- 提案内容は日仏原子力共同研究の趣旨及び対象分野に合致したものであるか。

##### ② 研究内容の革新性、独創性、新規性

- 革新性や独創性に富んだ先端的研究であるか。

- ・国内外の状況からみて、新規性が十分であるか。
- ③ 研究成果及び共同研究の有効性、発展性、相乗効果
  - ・研究成果が廃炉等の社会の課題解決に貢献することが期待できるか。
  - ・研究成果が他の技術分野への波及効果の高い研究であるか。
  - ・相手国研究者・研究機関の知見、技術、ノウハウ等の相互活用を通じて相乗効果が期待される研究であるか。
  - ・研究体制が他機関や異分野にまたがり、相乗効果が期待できるか。
- ④ 研究計画の妥当性
  - ・研究項目が適切に過不足なく設定され、目標達成に向けてのロードマップが適切に示されているか。
  - ・本研究を行える設備・体制などの当該研究の基盤はきちんとできているか。
  - ・研究体制に含まれる研究者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験、実績を有しており、当該事業での支援期間中に研究を円滑に推進できるか。

## 5. 採択

### (1) 採択結果の通知

J S Tから、研究代表者に対して適合確認結果及び審査結果（採択の可否）の通知書を送付します。なお、審査の途中経過等に関する問合せは受け付けません。また、採択に当たっては、研究課題の内容、研究期間、研究に要する経費、実施体制等に関し、条件を付すことがあります。

### (2) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究概要、研究費及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

### (3) 参画機関間の合意書の締結

採択された課題に関しては、研究開始までに共同研究に参加する日仏研究機関間において、共同研究の合意書（コンソーシアムアグリーメント）に合意する必要があります。

## 6. 研究課題の管理と評価

P Oが中心となって、研究課題の進捗状況を把握し、必要に応じ助言を行う等、適切な研究管理を実施します。さらに、研究課題の事後評価を実施します。

### (1) 研究管理

全ての研究課題について、毎年度委託業務成果報告書等を提出していただきます。また、P Oや外部有識者等による進捗状況の確認や研究実施場所等における研究状況の確認を行います。また、経理面の確認も随時研究実施場所等で行います。

また、日仏間の成果共有のため、英文での報告書などの提出や報告を求める場合もあります。

(2) 事後評価

全ての研究課題は、研究期間終了後、事後評価を実施し、その結果を公表します。

### Ⅲ. 計画の策定と提案書類の作成

---

#### 1. 研究代表者・事務連絡担当者の指定

本事業に応募するに当たっては、研究代表者と事務連絡担当者を指定してください。応募書類、審査、採択等の連絡は全てこの2名を通じて行います。

##### (1) 研究代表者

本事業においては、一人の研究代表者が複数の研究課題の研究代表者となって、同時に研究を実施することはできません。ただし、研究代表者が他の研究課題における研究チーム内において研究の実施者となることは可能です。

##### (2) 事務連絡担当者

本事業に応募するに当たっては、JSTとの事務連絡を速やかに行うことができ、また常に研究代表者と連絡をとることができる研究代表者と同じ機関に所属する担当者（以下「事務連絡担当者」という。）を指定してください。

なお、研究代表者が事務連絡担当者を兼ねることはできません。

#### 2. 提案書類の作成

##### (1) e-Rad を利用した提案書類の作成・登録

###### ○e-Rad について

e-Rad とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

###### ○e-Rad を利用した応募方法

提案登録は e-Rad を利用して行っていただきます。登録の流れについては、別紙1を参照してください。また、提案登録の際は、特に以下の点に注意してください。

##### (i) e-Rad の利用に当たる事前登録

e-Rad の利用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

###### ① 研究機関の登録

応募に当たっては、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登

録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

## ②研究者情報の登録

本事業に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務担当者用マニュアルを参照してください。

### (ii) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

#### <注意事項>

- ①電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ②アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は10MBです。それを超える容量のファイルは「問合せ先」の連絡先へ問い合わせてください。
- ③電子媒体の様式は、アップロードを行う前にPDF変換を行う必要があります。PDF変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同メニューから変換ソフトをダウンロードし、御使用パソコンへインストールして利用いただくこともできます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。
- ④研究機関からの承認が必要な応募課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができます。
- ⑤提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」と表示されない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」と表示されない場合は、「問合せ先」まで連絡してください。

### (iii) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読の上、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差し替えは固くお断りいたします。ただし、異動予定等により応募書類の内容に変更の見込みが生じた場合には、速やかに本事業の事務担当（JST）に報告し、その指示に従ってください。なお、

応募書類の返却はいたしません。

また、提案書類に不備がある場合、受理できないことがありますので下記の点にも注意して作成してください。

- 提案書類の記載（入力）に際しては、本項目及び様式F 0～様式F 9に示した記載要領に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。
- 提案書類は日本語で作成するものと英語で作成するものがあります。記載要領に従って作成してください。
- 入力する文字のサイズは10.5ポイントを用いてください。
- 数値は原則として半角で入力してください。（郵便番号、電話番号、金額、人数等）
- 郵便番号は7桁で記入してください。
- 用紙の大きさは、全て日本工業規格A 4版とします。
- 各様式の枚数等の制限を守ってください。枚数制限がない場合でも利用するe-Rad においてアップロードができるファイルの容量に制限があることに注意してください。
- 提案書類は、通しページ番号を中央下に必ず付けてください。
- 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。

## ○その他

### (i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、<http://www.e-rad.go.jp/>（ポータルサイト）から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

### (ii) e-Rad の操作方法に関する問合せ先

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad のポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。

#### • e-Rad ヘルプデスク

受付時間：9：00～18：00 ※土日、祝祭日、年末年始を除く

T E L：0120-066-877（フリーダイヤル）

U R L：<http://www.e-rad.go.jp/>

### (iii) e-Rad 利用可能時間

年中無休、時間帯：0：00～24：00

（ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用を停止することがあります。運用を停止する場合には、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。）

## (2) 提案に当たっての注意事項

### ① 提案に対する機関の承認

採択後に契約行為を伴いますので、研究代表者は、所属する研究機関（文部科学省と直接委託契約を締結する研究機関）の了承を取った上で提案書類を登録してください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する場合には、参加する全ての研究機関の了承を取った上で登録してください。

### ② 提案内容の調整

課題の選定、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。また、課題の実施に割り当てられる経費は、予算の成立（国会承認）を前提とし、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

### ③ 対象外となる提案について

以下に示す研究課題の提案は本事業の対象外となり、審査の対象となりません。

- i) 単に既成の設備備品の購入を目的とする提案
- ii) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を本事業の直接経費により賄うことを想定している提案
- iii) その他本事業の趣旨に沿わないことが明らかな提案

### ④ e-Rad上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本制度のホームページにおいて公開します。

## 3. 提案書類の記載内容

次ページ以降の様式F0～様式F9に必要事項を記載してください。

様式F0は提案登録時に、様式F1～様式F9は本申請時に必要となります。

※様式にある四角囲みの注意書きは、削除して御使用ください。

※平成31年度の経費は、平成31年6月末までの経費を積算してください。



(様式 F O) 英文概要

## Registration Form for France-Japan Collaborative Research Program

(様式 F Oは e-Rad での申請に添付します。括弧の中の日本語での説明は、削除して記入してください。続く和文概要にも日本語で記入してください。)

### Title of Collaborative Research Project

(仏国プロジェクトと同じ英語題名を記入してください)

### Principal Investigator in Japan

Name	_____ (Family)	_____ (First)
Organization	_____	
Division/Department	_____	Title _____
Address	_____	
Tel	_____	Fax _____
E-mail	_____	

### Principal Investigator in France

Name	_____ (Family)	_____ (First)
Organization	_____	
Division/Department	_____	Title _____
Address	_____	
Tel	_____	Fax _____
E-mail	_____	

### Partners information for each person (add the form if necessary) ※Both countries

Name	_____ (Family)	_____ (First)
Organization	_____	
Division/Department	_____	Title _____
Address	_____	
Tel	_____	Fax _____
E-mail	_____	

(様式 F 0) 英文概要続き

Summary ( 1000 characters maximum )

(日仏共同で実施する研究の概要を 1000 文字以内の英文で記述してください。  
ただし、仏国側の研究代表が、A N Rに提出する本様式の内容と統一してください。なお、未発表等の機密事項については記載しないでください。)

(様式F0) 続き 和文概要  
**日仏共同研究 課題登録申請書**

(様式F0の英文を和訳して記載してください。括弧の中の日本語での説明は、削除して記入してください。)

**共同研究題目**

(e-Radに記載したものと同一日本語題名を記入してください)

**研究代表者 (日本側)**

名前 (姓)	(名)
所属機関	
部署	職名
所在地	
電話	Fax
E-mail	

**研究代表者 (仏国側) ※英語可**

名前 (姓)	(名)
所属機関	
部署	職名
所在地	
電話	Fax
E-mail	

**研究参加者情報 全員分 (必要な数追加してください) ※日仏両国**

名前 (姓)	(名)
所属機関	
部署	職名
所在地	
電話	Fax
E-mail	

(様式 F 0) 和文概要続き

概要

(英文 Summary を和訳して記載してください。この部分と同じものを、次欄の「特記」と併せて e-Rad の概要欄に記入してください。)

特記

本研究の廃炉への貢献について、背景と考え方を簡単に記述してください。上欄の「概要」と併せてこの部分と同じものを e-Rad の概要欄に記入してください。)

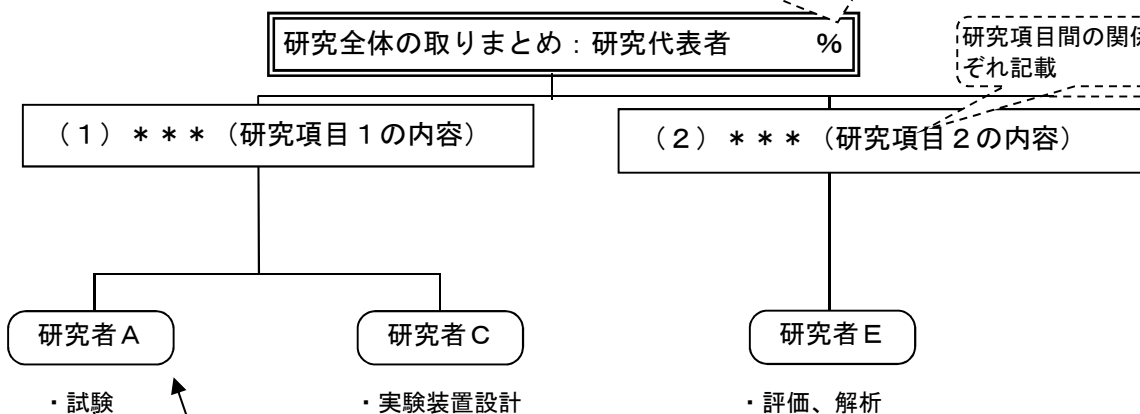
研究体制図

共同研究実施体制 (体制図) (以下は例示です。形式は自由です。仏国エフォートは不要です)

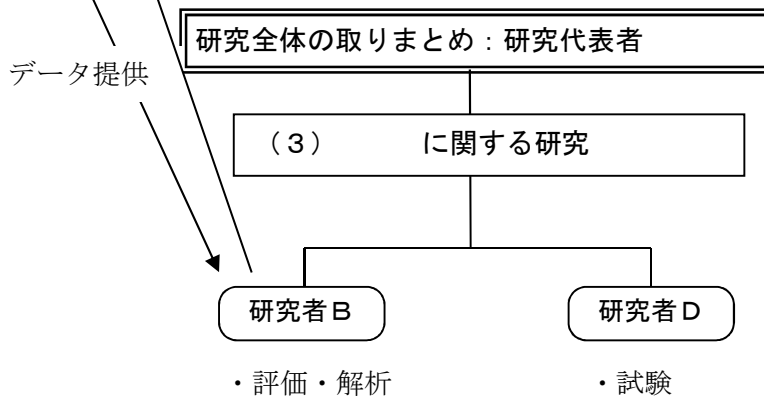
【日本側】

「エフォート (研究充当率) 〇〇%」を記載してください (以下、研究の実施者全て同じ)。

研究項目間の関係をそれぞれ記載



【仏国側】



様式 F1 以降は、本申請の様式のため、適合審査終了後に締切りを別途周知します。

(様式 F 1) 「国家課題対応型研究開発推進事業」原子力基礎基盤戦略研究プログラム  
 廃炉加速化研究プログラム 日仏原子力共同研究申請書

研究課題名							
代表 機関	機関名						
	代表者	役職名		氏名			
	所在地	〒					
日本側 研究 代表者	ふりがな 氏名				役職名		
	所属部署名						
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail			
	勤務先住所						
日本側 事務連絡 担当者	ふりがな 氏名						
	所属部署名						
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail			
再委託先 機関研究 責任者 ※	ふりがな 氏名				役職名		
	所属部署名						
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail			
仏国側 研究 代表者 (英文可)	氏名				役職名		
	所属部署名						
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail			
	勤務先住所						
研究概要	研究課題の概要について明瞭かつ簡潔に記載してください。(400字程度)						
再委託先機 関及び 所要見込額 (概算) ※	機関名 (研究代表者及び再委託 先の研究責任者名)		年度別所要見込額(単位:千円) ※該当の年度のみ記入してください。				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
	代表 機関	( )					
	再委 託先 機関	( )					
	再委 託先 機関	( )					
計							

※上記再委託先機関にかかる欄は、再委託先機関がない場合は記載の必要はありません。再委託先機関が複数ある場合、適宜欄を追加してください。また金額は間接費込みで4年間6000万円以内、1年間2000万円以内になるようにしてください

## (様式 F 2) 提案課題全体の研究計画

本ページの内容を5ページ以内にまとめてください。

### 1. 共同研究の全体計画

1-1～1-4 について、「公募の対象」に記載されている事業内容や「審査基準」の記載内容を踏まえ、具体的かつ定量的に記載してください。

#### 1-1 研究目標の妥当性

- ・目的と前提を明確に、具体的かつ定量的に記述してください。
- ・提案内容（目標）は日仏原子力共同研究の趣旨及び対象分野に合致していることを記述してください。

#### 1-2 研究内容の革新性、独創性、新規性

- ・革新性や独創性に富んだ先端的研究であることを記述してください。
- ・国内外の状況からみて、新規性が十分であることを記述してください。

#### 1-3 研究成果及び共同研究の有効性、発展性、相乗効果

- ・研究成果が廃炉等の社会の課題解決にどのように貢献することができるかを記述してください。
- ・研究成果の他の技術分野への波及効果について記述してください。
- ・相手国研究者・研究機関の知見、技術、ノウハウ等の相互活用を通じて相乗効果が期待できることについて記述してください。
- ・成果の社会に与えるインパクトについて記述してください。

#### 1-4 研究計画の妥当性

- ・研究項目が適切に過不足無く設定されていることを記述し、目標達成に向けてのマイルストーンや、ロードマップを適切に示してください。
- ・本研究を行える設備などの基盤が不足なく整備されていることを記述してください。
- ・研究体制に含まれる研究者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験、実績を有しており、当該事業での支援期間中に研究を円滑に推進できることを記述してください。

(様式 F 2 つづき)

共同研究の実施内容、達成目標及び参画機関の連携・協力体制などを年度毎に箇条書きで記述してください。

2. 共同研究の具体的な実施内容 (日本と仏国の実施内容について記載)		
	共同研究の具体的な実施内容	年度の達成目標
平成 28 年度		
平成 29 年度		
平成 30 年度		
平成 31 年度 (6 月末まで)		

(様式F 2つづき)

日本側の研究について研究項目ごとに記載してください。日本側として複数機関が参加する場合は、研究項目ごとに実施機関を（ ）書きしてください。また、線表の下に経費見込額を記載してください。

(単位：千円)

3. 研究年次計画（線表）（日本側のみ）					
研究項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	経費の総額
直接経費					
間接経費					
合計					



(様式F 2つづき)

【例】本ページは記載例なので提出時には削除して下さい

- (1) 研究項目ごとに記載してください。また、実施機関が分かるように記載してください。(線表の下に直接経費の見込額を記入してください。)
- (2) 間接経費は、直接経費の合計の30%としてください。

(単位：千円)

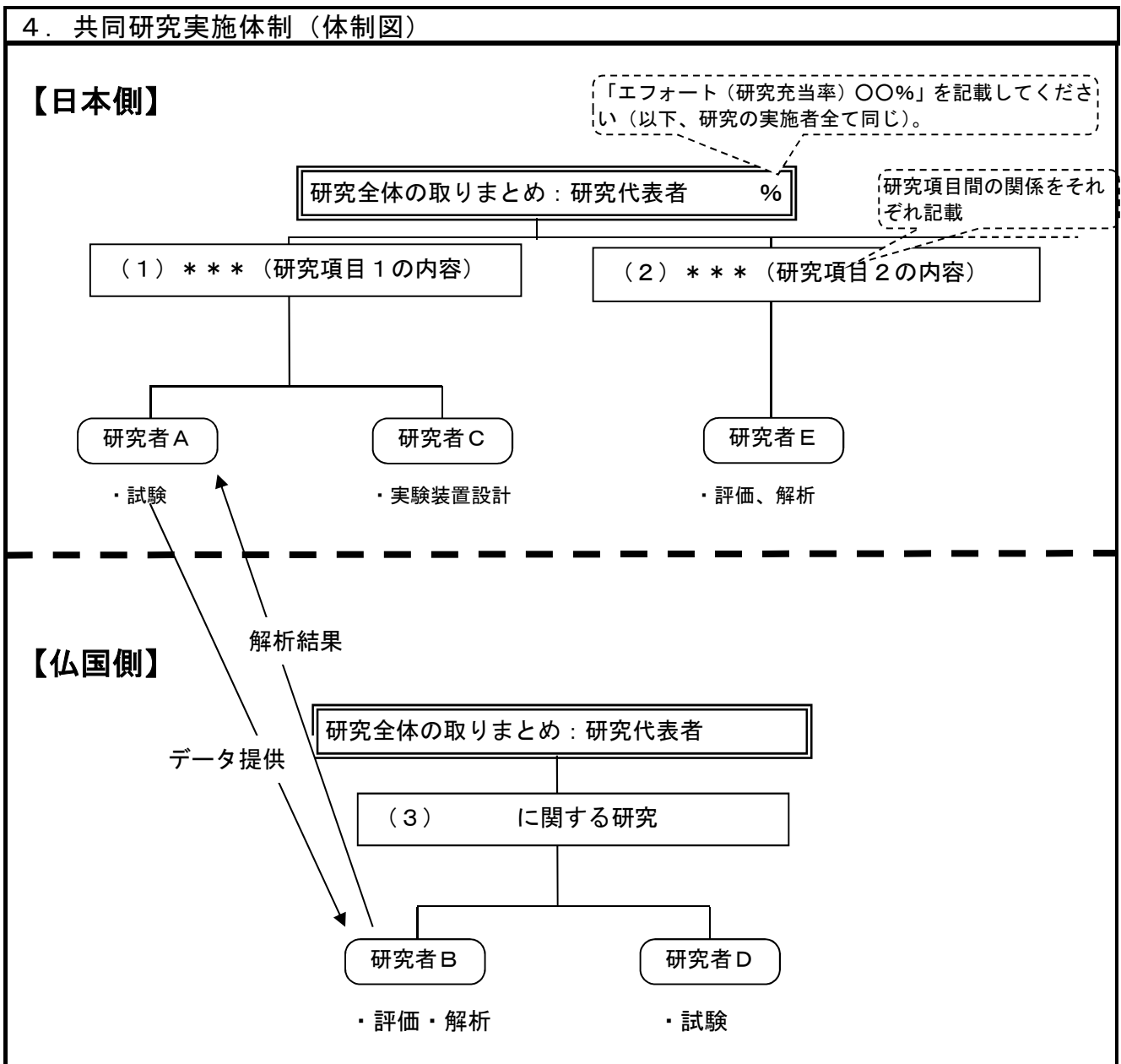
3. 研究年次計画 (線表)					
研究項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	経費の総額
(1)・・・に関する研究 (細目まで記載) ①・・・に関する試験	←→ ・・・の準備 (○○大学) 2,000	←→ ・・・の試験及び評価 (××研究所) 5,000	←→ 5,000	←→ とりまとめ (△△機構) 2,500	14,500
②・・・に関する解析		←→ 2,500	←→ 2,500		5,000
(2)・・・に関する研究 (項目名)	←→ 2,000	←→ 2,500	←→ 1,000		5,500
(項目名)			←→ 1,500	←→ 2,500	4,000
(3)・・・に関する研究 (項目名)	←→ 4,000				4,000
(項目名)		←→ 5,000	←→ 3,000	←→ 5,000	13,000
直接経費	8,000	15,000	13,000	10,000	46,000
間接経費	2,400	4,500	3,900	3,000	13,800
合計	10,400	19,500	16,900	13,000	59,800

(様式 F 2 つづき)

- (1) 下の図はイメージであり、記載形式は自由です。研究課題を構成する研究項目、研究内容、研究チームを構成する各機関の実施分担及び全ての研究の実施者の担当内容、指揮命令系統が分かるように記載してください。
- (2) エフォート（研究充当率）について  
 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率 (%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育等を含めた実質的な全仕事時間を指します。一人の研究の実施者が複数の研究項目に係わる場合は、その項目に係わるエフォートを記載するのではなく、この研究課題に係わる全エフォートを各研究項目に記載（全て同じ値）してください。
- (3) 仏国側の研究体制は概略で結構です。（エフォートの記載は不要）

【例示】

4. 共同研究実施体制（体制図）



(様式 F 3) 全体計画の内訳 (日本側のみ)

- (1) 中項目等ごとの金額は千円単位 (千円未満四捨五入) とし、原則として消費税込みで記載してください。ただし、人件費、謝金、外国からの購入等に係る、非課税・不課税取引の8%は中項目「消費税相当額」に計上してください。
- (2) 再委託先機関が存在する場合は、各欄に下段に経費を ( ) 書きで機関別に内数で記入してください。  
※再委託先機関がない場合はこの限りではありません。
- (3) 中項目「設備備品費」は、取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は委託費で取得した機械装置等の改良に要する費用及び経費を計上してください。設備備品費で取得した物品は国へ所有権を移転することになります。
- (4) 国へ所有権を移転することが見込まれる試作品については、中項目「設備備品費」に計上してください。
- (5) 中項目「人件費」は業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費も含まれます。また、国の補助金等からの人件費支出との重複は認められません。
- (6) 中項目「外注費」は、試験片の加工や、計測等を外注する経費を計上できますが、委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合も含まれます。
- (7) 中項目「光熱水料」は、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メーターがある場合のみ計上してください。
- (8) 大項目「間接経費」は、本事業遂行に関連して間接的に必要となる経費 (直接経費の30%) です。
- (9) 年度は、該当の欄のみ記入してください。

(単位：千円)

1. 年度別所要経費						
大項目	中項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
1. 物品費	設備備品費					
	消耗品費					
2. 人件費 ・謝金	人件費					
	謝金					
3. 旅費	旅費					
4. その他	外注費					
	印刷製本費					
	会議費					
	通信運搬費					
	光熱水料					
	その他 (諸経費)					
	消費税 相当額					
5. 間接経費 上記経費 の30%						
計						



**(様式 F 4) 機関別研究計画 (日本側のみ)**

- (1) 日本側の参加研究機関について、機関ごとに作成してください。  
 (2) 「2. 機関の研究代表者名」には、主委託先機関の場合は研究代表者、再委託先機関の場合は研究責任者の氏名を記入してください  
 (3) 「3. 研究課題」に記載する再委託先の「研究項目」は「(様式 F 2) 3. 研究項目」(日本側のみ記載)を記入してください。

<b>1. 機関名</b>		<b>2. 機関の代表研究者</b>	
<b>3. 研究課題</b> (再委託先機関は研究項目)			
<b>4. 年次計画</b>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;">                     年度別に具体的に記載してください。                 </div>			
<b>5. 平成28年度における業務の内容</b>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;">                     業務項目別に具体的に記載してください。                 </div>			
<b>6. 業務の実施場所、責任者及び分担実施者</b>			
<b>業務項目</b>	<b>実施場所 (機関名、所在地)</b>	<b>研究責任者 (氏名、ふりがな、所属、役職、連絡先: Tel, Fax, E-mail)</b>	
<b>業務項目</b>	<b>実施場所 (機関名、所在地)</b>	<b>分担研究者 (氏名、ふりがな、所属、役職、連絡先: Tel, Fax, E-mail)</b>	
<b>7. テーマに関連してこれまで受けた研究費と成果等</b>			

## (様式 F 4 のつづき)

8. 平成 28 年度の所要経費			
大項目	中項目	主な品名・仕様・数量等	金額 (千円)
物品費	設備備品費		
	消耗品費		
	計		
人件費・謝金	人件費		
	謝金		
	計		
旅 費	旅 費		
	計		
その他	外注費		
	印刷製本費		
	会議費		
	通信運搬費		
	光熱水料		
	その他 (諸経費)		
	消費税相当額		
計			
間接経費	上記経費の 30%		
総額	合計		
9. 経理 担当者	ふりがな 氏名		所属・ 役職
	連絡先	Tel.	Fax. E-mail
	所在地		

(様式 F 5) 日本側の研究代表者及び研究者の研究歴等

- (1) 「(様式 F 2) 4. 共同研究実施体制」に記載した日本側研究者全員について記載してください。  
(2) 採択後採用するポストドクター等については記載する必要はありません。  
(3) 各研究者の研究業績については(様式 F 6)に記載してください。

ふりがな 研究者氏名 (所属機関名・ 所属部署・職位)	生年月日 (西暦)	最終学歴 及び学位	専門分野	研究歴(受賞歴・表彰歴を含む)

**(様式 F 6) 研究者調書**

- (1) 日本側研究者については参加研究者全員について研究者調書を作成してください。仏国側研究者については、研究代表者 1 名のみで結構です (英文可)。研究者調書は、1 名につき各 1 ページにまとめてください。
- (2) 「主な知的財産」には、本申請に関連したもの 5 件以内を、本申請との関連性についても記載してください。
- (3) 「例示：特許等」の欄にはない場合は「なし」と記載してください。
- (4) 採択後、雇用予定のポストドクター等については記載の必要はありません。

所属機関・部署・役職・機関コード番号		ふりがな 研究者氏名	
本事業のエフォート率 (日本側のみ)	%	e-Rad の研究者番号 科研費研究者番号 (8 桁) (日本側のみ)	生年月日 (西暦)
研究業績 (最近 5 年間に発表した主な論文のリスト、そのうち本申請に関連したもの 5 件以内に○印を付してください。 発表論文名・著者名等 (論文、著書名、著者名、学協会誌名、巻(号)、最初と最後のページ、発表年(西暦) DOI について記載してください。)			
主な知的財産 例示：特許等			



(様式 F7) 他制度等による助成 (日本側のみ)

- (1) 日本側の研究代表者及び分担研究者のうち、他制度 (公的資金) による助成を受けているもの及び申請中のものがある場合には、以下のとおり必要事項を記載してください。再委託等で他機関を通じて助成を受けているもの、申請中のもの、競争的資金以外の廃炉に係る国家プロジェクト等も含まれます。
- (2) 該当がない場合には、「助成制度」の欄に「なし」と記入してください。

1. 実施中の研究テーマ

1	助成制度					
	研究者氏名			当該研究者の役割		
	研究テーマ					
	研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成27年度エフォート	%		
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 平成27年度	千円/	千円	期間全体	千円/ 千円
	本申請との違い					
2	助成制度					
	研究者氏名			当該研究者の役割		
	研究テーマ					
	研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成27年度エフォート	%		
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 平成27年度	千円/	千円	期間全体	千円/ 千円
	本申請との違い					

2. 申請中の研究テーマ

1	助成制度					
	研究者氏名			当該研究者の役割		
	研究テーマ					
	研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成27年度エフォート	%		
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 平成27年度	千円/	千円	期間全体	千円/ 千円
	本申請との違い					
2	助成制度					
	研究者氏名			当該研究者の役割		
	研究テーマ					
	研究期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成27年度エフォート	%		
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 平成27年度	千円/	千円	期間全体	千円/ 千円
	本申請との違い					

※上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

## (様式 F 8) 用語の説明書

本提案書類に記載している専門用語及び略語のうち、難解な専門用語等を記載されている場合等、特に必要と思われるものについて、簡単な解説を記載してください。なお、用語の説明書はよりの確な審査を目的としたもので提出を義務付けるものではありません。(記載形式は自由です)

## (様式 F 9) 英文研究内容説明書

(本申請時に、仏国、日本に同じものを提出してください)

(英文申請書は、文書を紙媒体からスキャンしたものではなく MS WORD などの電子的な文書を pdf 変換したものとし、プロテクションはかけないでください。全体で、30 ページ以内とし、仏国側が提出する” Documentation Scientifique” と同じものを JST に直接提出してください。共同研究の内容が審査できるように、仏国側パートナーと共同で、設備、人材、予算などを含め、日仏共同研究計画の全体にわたり記述してください。提出方法は、電子メールや CD 郵送、別途指定するファイルドライブへの投入などが可能です。)

様式は、指定の記述フォーマットはありませんが、A4 サイズ、フォント Times (あるいは同等)、11 ポイント、1 行改行、余白 2cm、下部にページ番号付けをお願いします。)

書類には以下の事項が含まれるようにしてください。

- 冒頭に次のものを明記 (仏国要綱の要求) : acronym of project (様式 0 に記入したものの) , “PRCI” , “Appel à projets générique 2016”
- 課題名
- 目次
- 課題概要 (4000 字以内 ; 仏国のオンライン申請記入内容のコピーペーストの位置づけ)
- プロジェクト参加者の表 (例は文末を参照)
- 登録申請時からの変更について (1 ページ以内)

以下の記述においては、プロジェクトは登録申請時と同じ内容であることが判断できるようにし、もし変更がある場合には、特に、期間、予算規模、科学技術的目的、体制などについては詳細にその妥当性を示してください。

### 1. 背景、位置づけ、目的 (5~10 ページ)

このセクションでは、(仏国の) 評価基準である「研究目標及び前提の明瞭性」「最新技術と比較した革新性、進歩性」を特に詳細に審査できるように記述してください。

### 2. プロジェクトの科学技術的計画と体制 (10~15 ページ)

このセクションでは、(仏国の) 評価基準である「特に方法と科学的リスクの管理に関する実現性」「プロジェクトの体制と実行手段」「科学分野担当コーディネーターの技術力、専門性、潜在能力」「共同研究組織の質と相補性」「目標に対する手段の適切性」を特に詳細に審査できるように記述してください。

### 3. プロジェクトの影響、結果の振興、保護、利用の戦略 (2~3 ページ)

このセクションでは、(仏国の) 評価基準である「PRCI に係る範囲での利害関係者を反映した、プロジェクトの内容に係る社会的影響」「科学的影響と結果の拡散戦略」「社会経済学的影響と価値を高める戦略」を特に詳細に審査できるように記述してください。

さらに、仏国側では「ヨーロッパ以外の国 (日本) と共同研究することのフランスにとっての利得」を同じく評価できるように記述してください、との要求があるので、日仏で共同研究を行うことで得られるメリットを記述してください。

プロジェクト参加者の表 (例)

Partner	Family name	First name	Current employment	Duration of implication in the project (person.month)	Role and responsibility in the project (4 lines max)
X university	MATSUO	Basho	Professor	24	Scientific coordinator Measurement of radiation dose rate

## 提案書類チェックシート（テーマF1用）

提案書類について、欠落がないかチェックしてください。提出は不要です。

応募書類の提出先等については、公募要領の「Ⅲ. 計画の策定と提案書類の作成 2. 提案書類の作成」を確認ください。

チェック欄	チェック項目		備考
<b>課題登録（平成27年10月13日締切り）：e-Rad</b>			
<input type="checkbox"/>	様式F0	英文概要 和文概要	Summaryは 仏国側と同じ
<b>本申請：通知時に指定する方法</b>			
<input type="checkbox"/>	様式F1	申請書	—
<input type="checkbox"/>	様式F2	提案課題全体の研究計画	1. 共同研究の全体計画は、5ページ以内
<input type="checkbox"/>	様式F3	全体計画の内訳（日本側のみ）	—
<input type="checkbox"/>	様式F4	機関別研究計画（日本側のみ）	—
<input type="checkbox"/>	様式F5	日本側の研究代表者及び研究者の研究歴等	—
<input type="checkbox"/>	様式F6	研究者調書	日仏の研究代表者ごとに作成 1名につき1ページ
<input type="checkbox"/>	様式F7	他制度等による助成（日本側のみ）	—
<input type="checkbox"/>	様式F8	用語の説明書	必要に応じて作成
<input type="checkbox"/>	様式F9	英文申請書	日仏で同じもの 30ページ以内

## IV. 委託契約

---

### 1. 委託契約の締結

#### (1) 契約条件等

採択された研究課題については、文部科学省と研究代表者の所属する機関（受託者）との間において、国の会計年度独立の原則に従い単年度ごとに委託契約を締結することになるとともに、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平成19年2月制定、平成27年3月改正）（以下、事務処理要領）に基づいて契約を締結することになります。契約を締結するに当たっては、その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された研究課題であっても取り消しとなる場合があります。

また、研究進捗状況等に関するPOの評価を踏まえ、年度途中での研究計画の見直し等による契約変更を行うことがあります。

#### (2) 再委託契約について

受託者が研究課題を実施するに当たって、共同で研究課題を実施する機関（再委託先）に本委託契約の一部を委託する場合は、その機関との間において、再委託契約を締結するとともに、再委託契約に基づき再委託先における研究の進捗状況及び研究に要する経費について管理してください。

#### (3) 契約締結

国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することになるため、応募課題が採択され契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ、研究に着手できないことに十分注意してください。また、再委託先がある場合は、この旨を、再委託先にも十分周知してください。なお、応募課題が採択され契約予定者として選定された場合、契約締結のため以下の書類を提出いただく必要があります。応募課題採択後改めて案内しますが、事前に準備可能なものがありましたら、事務処理要領に基づき準備を進めていただくようよろしくお願いいたします。

- ・業務計画書（経費等内訳書を含む）
- ・委託業務経費積算根拠資料（謝金単価票、旅費支給規定、見積書など）
- ・銀行振込依頼書 等

#### (4) 仏国側機関との合意書について

受託者が研究課題を実施するに当たって、研究開始までに、共同で研究課題を実施する全ての機関との間で、共同研究の合意書（コンソーシアムアグリーメント）の締結が必要となります。知的財産に関する取決めは、その合意書で行ってください。

### 2. 委託費の範囲及び積算等

#### (1) 委託費の範囲

文部科学省が負担する研究に要する経費の範囲は、国内の大学、研究開発機関、企業等が行う研究に係る直接経費及び間接経費とします。間接経費は直接経費の30%とします。詳細は（別紙2. 直接経費及び間接経費について）を参照してください。

さい。

## (2) 委託費の積算

研究に必要な経費を研究項目ごとに算出し、総額を計上してください。その内容は提案書類の様式F 2、様式F 3及び様式F 4に記載してください。なお、様式F 4については、実施機関が分かるように記載してください。

## (3) 委託費の支払い

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとし、ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができます。

# 3. 研究成果の取扱い

## (1) 委託業務成果報告書の提出

受託者は、毎年度の研究成果をとりまとめた委託業務成果報告書を、紙媒体及び電子媒体（Windows版のコンパクトディスク（CD-R））で提出していただきます。電子媒体は、ファイル形式をPDF形式とします。委託業務成果報告書は、公開されるほか、支援業務受託機関（JST）が主催する成果報告会で発表を求められることがあります。

## (2) 知的財産権の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。なお、研究チームを構成する場合、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ受託者と再委託先の間で決めてください。再委託先を含む共同研究機関間の知的財産権等については、IV.1.（4）の共同研究の合意書（コンソーシアムアグリーメント）への記載が必要となります。

## (3) 成果の利用

事業の成果を利用（成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表等）できるのは、受託者及び再委託先に所属する職員であり、国内外に係わらず請負先は利用できません。

# 4. 取得資産の取扱い

## (1) 所有権

委託費により取得した資産の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転していただきます。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行ってください。

## (2) 研究終了後の設備備品等の取扱い

研究終了後における設備備品等の資産の取扱いについては、別途文部科学省との協議となります。

(3) 放射性廃棄物等の処分

委託業務の実施により発生した放射性廃棄物等は、受託者の責任において処分してください。

## V. 研究費の適正な執行について

---

### 1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

### 2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の研究実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、採択されるまでに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Radを利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成27年4月以降、別途チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省HPを御覧ください。

【HPアドレス】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関には、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページを御覧ください。）

【HPアドレス】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、平成26年2月18日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

### 3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### (1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が



不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

## （2）過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間<sup>※</sup>に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の登録後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当（J S T）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。（別紙3）

## （3）不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(4) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況（様式F7）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4. 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

**○研究費の不正使用等が認められた場合の措置**

(1) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 申請及び参加<sup>\*1</sup>の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>\*2</sup>に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省、他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）の情報を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 <sup>*3</sup> (補助金等を返還した年度の翌年度から)	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)	

- ※<sup>1</sup> 「申請及び参加」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。
- ※<sup>2</sup> 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。
- ※<sup>3</sup> 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。
- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
  - ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

### (3) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

## 5. 研究活動の不正行為に対する措置

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）※1を遵守することが求められます。

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【HP アドレス】 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

## ○研究活動における不正行為が認められた場合の措置

### (1) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における不正行為が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

### (2) 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置を講じます。

また、応募及び参加の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競

争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間（不正 が認定された年度 の翌年度から※2）	
不正行為 に 関 与 し た 者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※2 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(3) 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

(4) 不正事案の公表について

本事業において、上記（1）及び（2）の措置を行ったときは、当該事案の概要（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、原則公表します。

## (5) 研究倫理教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、研究上の不正行為を未然に防止するため、研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者は、自ら研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講し、不正行為を行わないこと、また、参画する研究者等に対して、研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講する義務を周知し、内容を理解してもらうことを約束し、あわせてこれらを確認したとする文書を提出していただきます。

<p>(実施責任者が研究者でない場合) 以下を参考に誓約書等を作成すること。</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月〇日</p> <p>文部科学大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇大学長</p> <p style="text-align: center;">研究倫理教育履修義務等について</p> <p>本研究課題に参画する研究者等に対して、研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講する義務があることを周知し、内容を理解させることを約束します。</p> <p>-----</p>	<p>(実施責任者が研究者の場合) 以下を参考に誓約書等を作成すること。</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月〇日</p> <p>文部科学大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">研究倫理教育履修義務等について</p> <p>研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講し、不正行為を行わないこと、また、本研究課題に参画する研究者等に対して、研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講する義務があることを周知し、内容を理解させることを約束します。</p> <p>-----</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 6. 他の競争的資金等で申請及び参加の制限が業われた研究者の本事業への申請等資格制限

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度<sup>\*</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成27年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成26年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、ホームページ

([http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin27\\_seido\\_ichiran.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin27_seido_ichiran.pdf))を御覧ください。

## 7. 関係法令など研究を進める上での注意事項

### (1) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるお

そのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】 「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

【参考】 「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック（2012年 第6版）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【参考】 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

【参考】 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## （2）人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

## （3）社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認さ

れがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

#### (4) 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故についての責任は、受託者に帰属します。

#### (5) 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

### 8. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間、適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式により文部科学省研究開発局原子力課に報告が必要となります。

### 9. 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

### 10. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別紙4の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

### 11. 「国民との科学・技術対話」の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）【平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員】を踏まえ、本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。詳細は、下記URLを参照してください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

## VI. Q & A

### 応募対象者・対象課題について

Q：応募対象者は「自ら研究を実施する国内の大学、研究機関、企業等に所属する職員」とのことですが、この場合の「職員」にはどこまでの範囲の者が含まれるのでしょうか？

A：ここでいう「職員」とは、当該機関等と雇用関係にある（雇用契約が締結されている）者全てを意味します。雇用関係があれば、常勤・非常勤の別は問われず、ポストドクター等の身分の方々もこれに含まれます。

Q：海外の研究機関の再委託先又は請負としての参画は可能でしょうか？

A：海外の研究機関は、再委託先となることはできません。  
なお、仏国側に係る費用は仏国側の予算で、日本側の研究に係る費用は本資金にて対応して下さい。

Q：学生（大学院生等）の研究実施者としての参画は可能でしょうか？

A：学生の業務への参加は、下記の要件（①～③）がすべて満たされる場合は「業務参加者」として参画できます。

- ①「業務参加者」として求められる資質等を満たしていること。
- ②雇用契約が締結されているか又は労働条件通知書が交付されているとともに、仕様欄等に相当する業務の内容や役割分担等が明記されていること
- ③学生としての利益に相反しないように学内で定められている規定等に則っていること

なお、「業務参加者」には「業務担当職員」、「補助者」の2種類がありますが、以下の点に御注意ください。

- ・「業務担当職員」は e-Rad の研究者番号が必要になります。
- ・「補助者」は成果の利用ができません。

Q：英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業—廃炉加速化研究プログラム（日仏原子力共同研究）以外の原子力関連の公募に申請することは可能でしょうか。

A：それぞれの募集の趣旨にあった異なる提案であれば両方に応募することは可能です。審査において実施体制やエフォート率などを確認させていただきます。

なお同一事業においては同時に一人の研究代表者が複数課題の研究代表者を務めることができないことには御留意ください。（P 10）

### 委託費について

Q：「設備備品費」に、パソコンの購入費用を含めることは可能でしょうか？

A：本委託業務の研究に専有する計算機については購入可能ですが、研究室で共用できるような汎用性の高い機器等の購入費を直接経費に計上することはできません。

Q：「様式F2」の実施体制図におけるエフォート（研究充当率）と人件費の積算内容は整合がとれている必要があるでしょうか？

A：整合が取れている必要があります。

Q：本委託業務に伴う事務作業のため、新規の事務員を雇う経費を直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：本委託業務のためだけに雇用する場合であっても、管理部門に係る経費を直接経費に計上することはできません。

Q：複数の研究資金により雇用される研究者等の人件費については、直接経費に計上できるでしょうか？

A：当該研究者、当該研究を管理する者等からの証明書等によりあらかじめ申告し、専従比率に応



じて人件費を按分することについて合理的に説明できれば、計上することができます。専従比率に応じて按分することができるものは、給与額、通勤手当等の諸手当、社会保険料の事業主負担分のほか、有給休暇日数についても按分することができます。

Q：複数の研究資金により雇用される研究者の専従比率の管理や確認については、どのようになされるのでしょうか？

A：当該研究を管理する者等が、研究者の専従比率について適切に管理する必要があります。また、研究者の専従比率の確認については、必ずしも日報のみに限るものではなく、裁量労働制の場合には、月報や当該研究を管理する者による証明書等により確認することができます。

Q：当初に申告した専従比率が、額の確定時に実績と乖離していた場合は、どうすればよいでしょうか？

A：実績に基づいて計算し直すことが必要になりますが、煩雑な事務手続きを要しますので、このような事態に至らないよう研究開始時点において十分考慮の上、専従比率を設定する必要があります。なお、変更が必要となった段階で速やかに手続きを執る必要があります。

Q：学内・機関内の研究設備・装置の利用料について、直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：研究機関の規程等により研究機関内の研究設備・装置の使用時間当たり等の使用料が定められて課せられており、当該研究の実施のために直接使用する経費分として明確に切り分けることができ、かつ、当該設備・装置を利用する必要性及び利用料金に係る既存の規程等を示し、支出額の妥当性を説明できれば、計上することができますが、利益を含めることはできません。

Q：学内・機関内の施設の利用料について、直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：当該研究を実施するため専用を使用するスペースであり、研究機関の規程等により使用料が課せられている場合で、かつ、当該施設を利用する必要性及び利用料金に係る既存の規程等を示し、支出額の妥当性を説明できれば、計上することができますが、利益を含めることはできません。

Q：直接経費ではなく、間接経費で計上する光熱水料との違いは何でしょうか？

A：事務スペース、共用スペースに係る光熱水料など、当該研究に直接使用しているとは言えないものは、間接経費で計上することになります。なお、当該研究に直接使用している光熱水料であっても、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合であり、かつ、原則個別メーターがあることが、直接経費に計上する条件になります。

Q：複数の研究資金と合算して使用することはできるでしょうか？

A：旅費（他の事業の用務と合わせて1回の出張を行う場合。）及び消耗品（他の事業の用途と合わせて一括購入する場合。）について、本事業と他の事業との間で「区分経理」を明確にした上で合算使用できます。

Q：学会等への参加のための参加費・旅費は、直接経費に計上できるでしょうか？

A：研究実施上、必要な学会等への参加のためであれば、直接経費に計上することができます。

Q：打合せのための旅費は、直接経費に計上できるでしょうか？

A：研究課題の実施に直接必要と認められる旅費については、直接経費に計上することができます。

### 取得資産の管理について

Q：取得資産の所有権は委託者である文部科学省に移転するとありましたが、受託者（再委託先を含む。）が受託業務の完了後にこれを使用することは可能でしょうか？

A：可能です。ただし、「文部科学省所管に属する無償貸付及び譲与に関する省令第3条」に該当する機関（国立大学法人、独立行政法人、公益法人等）については、無償貸付が可能ですが、当該省令に該当しない機関（民間企業等）が継続して使用される場合は、有償貸付又は有償譲渡となります。

### 委託費の支払いについて

Q：委託費は、いつ受託者に支払われるのでしょうか？

A：本委託業務に係る委託費は、原則として額の確定を受けた後の精算払いとなります。ただし、受託者からの申請を受け委託者（文部科学省）が必要と認めた場合に限り、概算払いも可能です。

### 再委託契約について

Q：一つの研究課題において締結できる再委託契約の件数に制限はあるのでしょうか？

A：再委託先の数に制限はありませんが、受託者は再委託先の管理を含む全ての責任を負うとともに、全ての事務手続きの窓口となることとなりますので、それらを十分に考慮した上で再委託先の数を決めていただく必要があります。

## 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用した応募の流れ

研究機関が行います

### 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

研究機関が行います

### 事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

研究機関が行います

### 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

研究者が行います

### 公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、原子力システム研究開発事業ホームページから当該ファイルをダウンロードします。

研究者が行います

### 応募情報の入力と提出

システムに必要事項を入力及び申請書をアップロードします。  
システムには、それぞれ、①Web 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体 (PDF) で添付する内容があります。詳しくはⅢ. 2「提案書類の作成」を御覧ください。

研究機関が行います (研究機関の承認が必要な場合)

### 応募情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

### 文部科学省にて応募情報を受理

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

## 直接経費及び間接経費について

### 直接経費

#### ◎ 物品費

研究開発に要する取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する経費(資産計上される設備備品)、研究開発に必要な試作品、及び消耗品の購入に要する経費が対象になります。

#### ◎ 人件費・謝金

研究開発に直接従事する実施者及び補助者(人材派遣を含む。)の人件費(ただし、運営費交付金、私学助成金及びその他国からの補助金・委託費の対象を除く。)並びに、研究開発の実施に必要な知識、技能、情報等の提供に対する協力者への謝金対象になります。

#### ◎ 旅費

研究開発の実施者、補助者、協力者が研究開発の実施に必要な移動等に要する経費、及び外国からの研究者等の招へいに伴う経費が対象になります。

#### ◎ その他

上記の各費目に含まれない、研究開発の実施に直接必要な外注費(雑役務費)、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、物品等の借損料、研究機関内の施設・設備の使用料、学会参加費、及び研究の実施に係る保険等に要する諸経費、並びに消費税相当額等が対象になります。

※ 光熱水料は、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量使用料の場合のみが対象となります。原則個別メーターがあることを前提とし、その使用量により計上額を算出します。

(算出例)

	パターン	設備の例	算出方法の例
1	フロアーの一部を専有エリアとして当該研究を実施している場合		<p><b>【例1】</b>            使用料＝電力会社等の契約単価（円/kwh）×{（フロアー全体の使用電力量÷フロアー全体面積）}×（当該研究を実施している専有エリア面積）</p> <p><b>【例2】</b>            使用料＝フロアー全体の年間又は月毎の光熱水費×（当該研究を実施している専有エリア面積÷フロアー全体面積）</p>
2	研究設備を共同利用している場合	スパコン、 高圧電子顕微鏡等	<p>使用料＝（設備の定格電力量×電力会社等の契約単価（円/kwh））×使用時間</p> <p>※研究設備の場合、メーカーが単位時間当たりの定格電力量を明示している。</p>
3	フロアーの一部又は全部を占有した特別の区画内に設置されている設備	クリーンルーム内にある設備	<p>使用料＝（設備の定格電力量×電力会社等の契約単価（円/kwh））×使用時間</p> <p>＋</p> <p>（クリーンルーム全体の年間又は月毎の光熱水費）×（クリーンルーム全体の中で使用設備が占める面積割合（20%であれば0.2））</p>

研究の遂行に必要な経費であっても、次の経費は直接経費の対象としません。

- 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）
- 机、椅子、複写機等、研究機関で通常備えるべき物品を購入するための経費。
- 研究遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- その他、間接経費を使用することが適切な経費。

なお、公募により採択された業務計画期間中に取得する設備備品及び試作品は、委託業務を実施する上で最低限必要な性能を有するものとし、その必要性及び経済性を踏まえた妥当性について精査します（取得の理由、リース又はレンタルや役務など他の方法との比較等）。

## 間接経費

研究開発の運営、成果の取りまとめ等、間接的に必要となる経費については、間接経費として計上できます。間接経費は、直接経費の合計の30%としてください。

間接経費の執行は、機関の長の責任の下、間接経費の使用に関する機関としての方針等に則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保してください。

間接経費については、証拠書類を適切に保管し（毎年度の事業完了翌年度から5年間）、また、収支簿を作成する等してその収支を明らかにし、適正な管理・執行に努めてください。

間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により文部科学省研究開発局原子力課に報告してください。

### 間接経費の主な使途の例示

各受託機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とします。

#### ○管理部門に係る経費

- ・管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- ・管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 等

#### ○研究開発部門に係る経費

- ・共通的に使用される物品等に係る経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- ・当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費  
研究開発の実施者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- ・特許関連経費
- ・研究棟の整備、維持及び運営経費
- ・実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- ・研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- ・設備の整備、維持及び運営経費
- ・ネットワークの整備、維持及び運営経費
- ・大型計算機（スパコンを含む。）の整備、維持及び運営経費
- ・大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- ・図書館の整備、維持及び運営経費
- ・ほ場の整備、維持及び運営経費 等

#### ○その他の関連する事業部門に係る経費

- ・研究成果展開事業に係る経費
- ・広報事業に係る経費 等

※上記以外であっても、間接経費の配分を受けた各受託機関の長が研究開発課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能とします。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

(別紙様式)

競争的研究資金に係る間接経費執行実績報告書（平成〇〇年度）

機関名：\_\_\_\_\_

1. 間接経費の経理に関する報告

(単位：千円)

(収入)		
競争的研究資金の種類	間接経費の納入額	備 考
〇〇研究費補助金	〇, 〇〇〇	
〇〇制度	〇〇〇, 〇〇〇	
合 計	〇〇〇, 〇〇〇	
(支出)		
経費の項目	執行額	備考 (具体的な使用内容)
1. 管理部門に係る経費		
①人件費	〇〇, 〇〇〇	
②物件費	〇, 〇〇〇	
③施設整備関連経費	〇, 〇〇〇	
④その他		
2. 研究開発部門に係る経費		
①人件費	〇, 〇〇〇	
②物件費	〇〇, 〇〇〇	
③施設整備関連経費	〇〇, 〇〇〇	
④その他		
3. その他の関連する事業 部門に係る経費		
①人件費	〇, 〇〇〇	
②物件費	〇, 〇〇〇	
③施設整備関連経費	〇, 〇〇〇	
④その他		
合 計	〇〇〇, 〇〇〇	

2. 間接経費の使用結果に関する報告

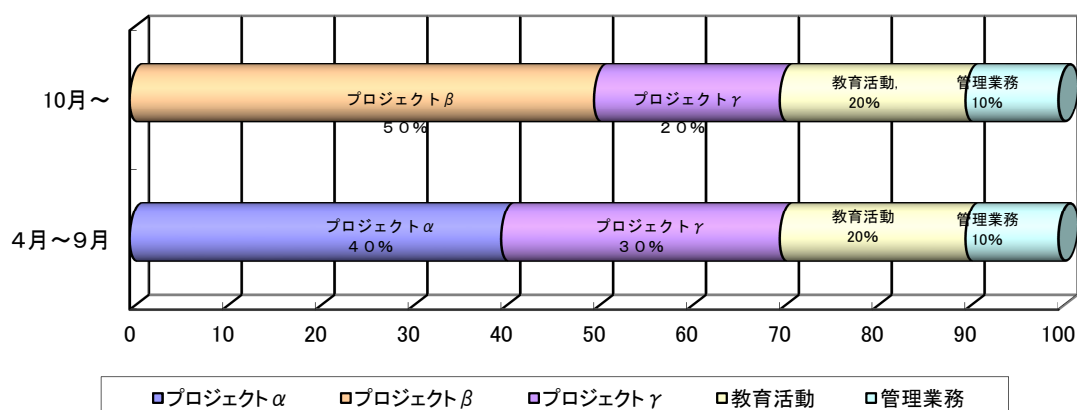
(被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか報告。  
(間接経費の考え方、使途、効果等)。必要に応じ参考資料を添付)

## エフォートの考え方

## エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要な時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。



## 府省共通経費取扱区分表の取扱について

平成22年12月16日

1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的資金制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。
- (3) 区分表は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成21年3月27日改定）で定められている「直接経費」の定義（※）を変更するものではない。

※「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
  - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
  - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
  - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
  - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出に当たり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるため、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、運用上現行の取扱を行った方が配分機関・企業側双方にとって効率的と判断される場合には、当面現行の運用も可能とする。

府省共通経費取扱区分表（1）

第1版 平成23年9月1日  
制度・事業名：研究三局標準版

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
直接経費	物品費 設備備品費	<p>&lt;委託費&gt;  <u>配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定（制度ごとに具体的に明記）</u></p>	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用 ※資産計上するものの経費。 ※試作品（試作する装置に要する費用で配分機関側で資産計上する可能性があるもの） 施設及び構築物の新築又は改築等資産の増となる経費は不可
	物品費 消耗品費	<p>&lt;委託費&gt;  <u>配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定（制度ごとに具体的に明記）</u></p>	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	(研究用等) 消耗品費
	人件費・謝金 人件費	<p><u>業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究採択者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等</li> <li>・ポストドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等</li> <li>・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用</li> <li>・他機関からの出向研究員の経費等</li> </ul> <p><u>業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント</li> <li>・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員</li> <li>・技術補佐員、</li> </ul> <p>*人件費の算定に当たっては、研究機関の給与規程等によるものとする。</p>	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	国立研究開発法人、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。 ※他の経費からの人件費支出との重複について特に注意すること 学生等に業務を行わせる場合は、雇用契約等（委嘱も含む）を締結すること。 業務・事業に直接従事するものに限る。

府省共通経費取扱区分表（2）

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
直接経費	人件費・謝金	<p><b>業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金</li> <li>・講演会等の謝金</li> <li>・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等）</li> <li>・データ・資料整理等の役務の提供への謝金</li> <li>・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱）</li> <li>・学生等への労務による作業代</li> <li>・被験者の謝金等</li> </ul> <p>*謝金の算定に当たっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。</p>	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	諸謝金 知的財産権が発生しない単純労務（会議の準備、機材移動、データ入力、資料整理等）に限る。
	旅費	<p><b>旅費に関わる以下の経費</b></p> <p>①業務・事業を実施するに当たり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。</p> <p>②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）</p> <p>③外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費）</p> <p>④研究者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等</p> <p>*旅費の算定に当たっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。</p> <p>*旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。</p> <p>*「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。</p>	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費
	外注費	<p><b>外注に関わる以下の経費</b></p> <p>業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負</li> <li>・実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負</li> <li>・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）等</li> </ul> <p>*「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く</p>	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	雑役務費
	その他	<p><b>業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代等</li> </ul>	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	
	会議費	<p><b>業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究運営委員会等の委員会開催費</li> <li>・会場借料</li> <li>・国際会議の通訳料</li> <li>・会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く）等</li> </ul>	有（実績報告等については、中項目の設定により実施すること）	

府省共通経費取扱区分表（3）

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
直接経費	通信運搬費	<b>業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料</b> ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	
	光熱水料	<b>業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</b>	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	原則個別メータがあること。
	その他(諸経費)	<b>上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費</b> ・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代・パンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・研究成果発表費(論文審査料・論文投稿料(論文掲載料)・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等) ・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、 ・保険料(業務・事業に必要なもの) ・振込手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等) ・薬事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により『旅費』に計上するものを除く)等	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	リースについて、最終的に所有権が配分機関に移転するリース契約は不可。 学会参加費について、ランチ代、パンケット代が不可分であり、旅費でそれに係る経費が支弁されている場合それを除く。 保険料について、法的に支払義務があるもの以外は除く。 振込手数料について、配分機関負担の振込手数料は不可
	消費税相当額(委託費のみ)	<b>「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の8%に相当する額等、消費税に関して非(不)課税取引となる経費</b>	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないこと。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上すること。
間接経費	<b>直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。</b>			
再委託費・共同実施費	<b>委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)</b>		有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	

## 問合せ先

本公募に関する問合せ先等は、以下のとおりです。

事業の概要に関する問合せ	文部科学省研究開発局原子力課	TEL:03-6734-4543 FAX:03-6734-4167
提案書類の作成・登録に関する手続き等に関する問合せ	国立研究開発法人 科学技術振興機構 環境エネルギー研究開発推進部 原子力研究グループ	TEL:03-3238-7681 FAX:03-3238-7695 e-mail: <a href="mailto:initiaquery@jst.go.jp">initiaquery@jst.go.jp</a> (※を@に代えて御利用ください) 担当者: 相田 (あいだ)、樋口 (ひぐち)、 住本 (すみもと) 受付時間:10:00~17:00 (土、日、祝日を除く)
e-Rad における研究機関・研究者の登録及びe-Radの操作に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	TEL:0120-066-877 (フリーダイヤル) 受付時間:9:00~18:00 (平日)

# MEMO